

皆生温泉海水浴場における新型コロナウイルス  
感染症対策ガイドライン  
～鳥取県 皆生温泉 100 年目の一歩～

米子市観光協会

2020 年 7 月 7 日

## ○本ガイドラインの趣旨

美保湾に面した弓ヶ浜半島の東端に位置する皆生温泉は、東南に秀峰大山、北に美保関、そして遙か水平線に隠岐島を望む景勝地として知られ、温泉街の目前に広がる皆生温泉海水浴場は、安全性と水質の良さが認められた環境省『日本の水浴場 88 選』のひとつにも選ばれている。

波打ち際に寄せる日本海の潮騒の響き、東の大山から昇って西の神話の国・出雲へと沈む太陽、そして夜には水平線にきらめく幻想的なイカ釣り船の漁火など、このビーチで一日を過ごせば、移りゆく時間とともに様々な表情を見せる、ありのままの自然の美しい姿を堪能できる。

海水浴以外にも、シーカヤック、SUP、砂浜ヨガ、ビーチウォーク、また近年で会場アスレチックなど様々な楽しみ方ができる。毎年、この海水浴場を舞台に「全日本トライアスロン皆生大会」も開催され、多くのアスリート達が熱戦を繰り広げ、この地域に賑わいをもたらしている。

2020年、新型コロナウイルス感染症の影響が全世界で続く中、お客様に感染症の対策をしたおもてなしを提供し、同時に地域住民も安心できるように「皆生温泉海水浴場における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を作成した。本ガイドラインに基づき、海水浴場開設中、感染源をなくす、感染経路を断つ取組みを行っていく。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

## ○策定方法

策定に当たっては、鳥取県生活環境部水環境保全課の「鳥取県版新型コロナウイルス対策ガイドライン「海水浴場における新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」をもとに皆生温泉エリア独自で対策が必要と思われる部分を適宜追加し、対策をとりまとめた。

なお、政府の専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、各業界団体が出しているガイドラインも参考している。

## ○本ガイドラインの内容

1. 建物・設備における感染防止（監視所・海の家・観光便益施設・駐車場など）
  - (1) 共通項目
  - (2) 海水浴場
2. 従業員（海の家）及びライフセーバーが行う感染防止
3. アクティビティにおける感染防止
4. 感染が疑われる、または感染者が発生した際の対応
5. 感染防止のために確保すべき備品・消耗品・ハード設備
6. 皆生温泉海水浴場の中止等について

## ○感染防止に向けた取組み

## 1. 建物・設備における感染防止（監視所・海の家・観光便益施設・駐車場など）

### （1）共 通

- ①基本概念は三密（密集、密接、密閉）を作らないことを心がける。
  - 換気の悪い密閉空間を作らない。
  - 多数が集まる密集場所を作らない。
  - 間近で会話や発生する密接場面を避ける。
- ②手洗いや手指消毒を徹底する。
  - 30秒以上の時間をかけた手洗いや手指消毒をこまめに行う。
  - 来訪者の入館（入店）の際、手洗いや手指消毒を要請する。
  - 来訪者にこまめな手洗い・手指消毒を促す。
- ③マスク着用の周知徹底を行う。
  - 熱中症のリスクを避けるため、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用している時は、負荷のかかる作業は避け、周囲との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩する。
- ④手袋を活用する。
- ⑤消毒液の設置を行う。
  - アルコール消毒液を施設の出入り口に設置する。
- ⑥施設内の清掃・消毒を徹底する。
  - 清掃および消毒は、高頻度接触部位（頻繁に手に触れる部分）を重点的に1日に複数回行う。（自動販売機、仮設階段の手すり、椅子、テーブル、トイレ、シャワー等）
  - 清拭に関しては、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム等を用いる。家庭用塩素系漂白剤を用いる場合は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mℓ）になるように調整する。次亜塩素酸ナトリウムで清拭した場合は、しばらくしてから水拭きする。
- ⑦換気を徹底する。
  - 出入口、窓の開放などにより換気を行う。窓を開放する場合は、網戸やフィルター等で害虫の侵入を防ぐ。
- ⑧フィジカルディスタンス（社会的距離）を保つ。
  - フィジカルディスタンスは約2mとされている。監視員間（ライフセーバー）、休憩所、レジの行列およびその他の公共の場所では、できるだけ社会的な距離維持する。
- ⑨海を家のレジ、レンタル品受付、海浜の巡回など人と人が対面する場所は、マスク及びフェイスシールドを着用し距離を保つ。
- ⑩現金等の受け渡しはコイントレー等で行い非接触となるようにする。
- ⑪症状のある方の入場制限を行う。
  - 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある人は入場しないように呼びかける。
  - 非接触型体温計等で発熱者を特定した場合、入場を制限する。
  - 感染が発生した場合に備え、厚生労働省推奨「新型コロナウイルス接触確認アプリ」を

当日ご来場までにインストール・設定の協力をお願いする。

⑫トイレに留意する。(※感染リスクが比較的高いと考えられる)

- 便器内は、通常の清掃とする。
- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- トイレ内に消毒液等を配置する。

⑬ゴミの廃棄に留意する。

- 鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

⑭発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感等の症状がある人は申し出るように呼びかける。

⑮周知徹底項目を来訪者や従業員（ライフセーバー）に視覚的に分かりやすく伝える掲示や Web サイトでの発信を行う。

(2) 海水浴場

①各宿泊施設のチェックイン時、海水浴場駐車場等の入場の際、来訪者に三密を回避するよう周知する。

②砂浜では、間隔を空けて過ごしてもらうよう看板、適時放送等により周知徹底する。

③海の家

- 栈敷のマスとマス間に侵入禁止エリアを設け、入場制限や座席数制限を行う等、人数制限を行う。
- 栈敷の1マスあたりの使用制限等、できるだけ団体での利用は避け、少人数での利用を促す。
- フード類の提供は容器、箸等は使い捨てを使用する。
- グループ内は横並びを要請し、できるだけ他グループとの相席は避ける。
- グループ間の安全を確保するために、他のグループとは適度な間隔を空ける。
- 近距離での会話や大声は控えてもらう。
- 滞在時間をできるだけ最小限にしてもらう。
- 注文は、混雑を避けるため代表者が行うように周知する。
- 行列ができないよう記入式注文表を使用し、広い場所で待機していただき、整理券番号で呼び出し、窓口から受け渡しをする。
- 施設内の清掃を徹底し、多数の人が触れる箇所はこまめに清拭消毒を行う。また、テーブル、イス、メニューブック等はお客様の入れ替わる都度、清拭消毒を行う。

④レンタル物品

- うきわ、パラソル、テーブルセットなど来訪者が共同で使用するレンタル物品の消毒を徹底する。

⑤更衣室・シャワー室

- 使用の前後のドアの開放など可能な限り換気を行う。
- 密集を防ぐため、小さい子供以外の同室使用禁止など、人数制限を行う。

- 設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒を行う。
- ⑥ライフセーバー（監視救助活動）
  - 利用者と対面する際は、サージカルマスク、ディスポーザブル手袋、目の保護具（サングラス、ゴーグル等）を着用する。
  - ライフセーバー間、ライフセーバーと水辺の利用者は常にフィジカルディスタンスを確保する。
  - 海浜の巡回（パトロール）の際は、ライフセーバーはフィジカルディスタンスを保ち、最少人数で実施する。
  - 救護者の氏名・住所を把握し、感染が発生した場合の救護者への確実な連絡と行政機関による調査への協力を備える。

## 2. 従業員（海の家）及びライフセーバーが行う感染防止

- (1) 体調管理チェックシートを導入する。
- (2) 健康管理を徹底し、37.5℃以上の発熱がある場合は、仕事に従事しない。
- (3) 業務中に30秒以上の時間をかけた手洗いや手指消毒をこまめに行う。
- (4) 以下の行為の後には、バックヤードにおいて30秒以上の手洗い・手指消毒の徹底を行う。トイレの使用、喫煙、飲食、休憩など。
- (5) バックヤードにおいて、従業員の手に触れる機会の多いもの、移動量が多い場所などの清掃消毒の徹底、それらを促す掲示物を設置する。
- (6) 休憩スペースでは、一度に休憩する人数を減らし、常に換気をする。
- (7) 休憩スペースで共有する備品（椅子、テーブル等）はこまめに清掃消毒する。
- (8) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- (9) 各責任者は常に最新情報を入手し、スタッフメンバーに共有する。

## 3. アクティビティにおける感染防止（海上アスレチック・バナナボート・SUPなど）

- (1) 参加者の氏名・住所を把握し、感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力を備える。
- (2) 受付場所・集合場所のスペースを広く確保する、時間差での受付や参加者が密集しないよう広いスペースで待機していただく。
- (3) 参加者への手洗い、マスクの着用、フィジカルディスタンスの確保、入場時の検温を促す掲示やアナウンスを行う。
- (4) 会場内にアルコール消毒液の配置及び携帯し、こまめな手指消毒を促す。
- (5) 人と人との距離をできるだけ2m（最低1m以上）を確保するため、定員の制限や入受付の動線の工夫を行う。
- (6) 受付など人と人が対面する場所は、距離を保つ、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止する。
- (7) スタッフ、インストラクター等と参加者が密接する場合には、マスクやフェイスシールド

を着用し飛沫感染を防止する。

- (8) 発熱、咳、風邪のような症状のある方は参加を見合わせてほしい旨の事前説明・アナウンスを行う。
- (9) 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにする。また、負荷のかかる運動が伴う場合は、周囲との距離を十分にとった上で、マスクをはずす。
- (10) 参加者が共用で使用する物品の清掃・消毒を徹底する。
- (11) トイレに留意する。（※建物・設備における感染防止の共通事項を参照）
- (12) ゴミの廃棄に留意する。（※建物・設備における感染防止の共通事項を参照）

#### 4. 感染が疑われる、または感染者が発生した際の対応

##### (1) 来訪者・参加者

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合発熱及び呼吸器症状が出ている場合
  - 監視室で待機してもらう。（スポットクーラ及び折りたたみベッドあり）
  - マスク着用をお願いする。
  - 運営者（皆生温泉旅館組合）へ連絡し、担当者より保健所へ連絡を行い、その指示に従う。
- ②PCR 検査で陽性が判明した場合
  - 運営者（皆生温泉旅館組合）は陽性となった来訪者と濃厚接触者を把握し、保健所の指示に従う。
- ③感染者が使用したサービス品（座敷等）の消毒
  - 新型コロナウイルスはプラスチックやステンレス上に最長で 3 日程度生存することから、使用した座敷などはその期間内はサービスを停止する必要がある。

##### (2) 従業員（海の家）及びライフセーバー

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、発熱及び呼吸器症状が出ている場合
  - 各責任者は、従業員（ライフセーバー）に出勤を控えるよう伝え、運営者（皆生温泉旅館組合）へ連絡し、担当者より保健所に相談する。
  - 各責任者は、過去 2 週間の行動を把握しておく。
  - 自宅待機後に、責任者は復帰判断を行う。
- ②PCR 検査で陽性となった場合
  - 従業員（ライフセーバー）は、保健所の指示に従い入院または自宅待機等を行う。
  - 各責任者及び運営者（皆生温泉旅館組合）は、濃厚接触者を把握し、保健所の指示に従う。

#### 5. 感染防止のために確保すべき備品・消耗品・ハード設備

- (1) 手洗い励行の掲示物
- (2) 非接触型検温具
- (3) ハンドソープ・せっけん
- (4) 消毒設備、消毒液、消毒薬
- (5) マスク
- (6) 手袋
- (7) ペーパータオル
- (8) フロント、レジ等に設置する仕切り版
- (9) その他、PPE（個人防護具）

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口		
機関名	連絡先	対応時間
西部地区発熱・帰国者・接触者 相談センター(米子保健所内)	電話：0859-31-0029 FAX：0859-34-1392	電話：24 時間対応（土日、祝日を含む） FAX：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝日を除く）
鳥取県新型コロナウイルス感染 症対策本部	電話：0857-26-7799 0857-26-7958 FAX：0857-26-8143	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 （土日、祝日を除く）
厚生労働省 電話相談窓口 (コールセンター)	電話：0120-565-653 (フリーダイヤル) FAX：03-3595-2756	午前 9 時から午後 9 時（土日、祝 日を含む）

## 6. 皆生温泉海水浴場の中止等について

- (1) 感染状況に関する正確な情報源の確保  
鳥取県新型コロナウイルス感染症(COVID-19)特設サイトを参照とする。  
[\(https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/\)](https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/)
- (2) 海水浴場中止の判断及び基準について
  - ・鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部等より、開設自粛を求められた場合

### ■参考にしたガイドライン

- ①鳥取県版新型コロナウイルス対策ガイドライン「海水浴場における新型コロナウイルス感染  
拡大予防対策例」  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/37661.htm>
- ②飲食店  
一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会  
[http://www.jfnet.or.jp/contents/\\_files/safety/FSguidelineA4\\_20514.pdf](http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguidelineA4_20514.pdf)